

## 第 4 3 0 回佐賀地方最低賃金審議会

1 . 日 時 令和 3 年 11 月 1 日 ( 月 ) 10 時 00 分 ~

2 . 場 所 佐賀第 2 合同庁舎 共同大会議室

3 . 出席者

公益委員	安 德 弥 生
	富 田 義 典
	安 永 治 郎

労働者代表委員	草 場 薫
	草 場 義 樹
	小 池 和 明
	矢 々 部 教 馬
	吉 岡 保 博

使用者代表委員	江 島 秋 人
	八 谷 浩 司
	平 野 智 子
	淵 上 正 樹
	松 永 智 彦

事務局

労働局長	加 藤 博 之
労働基準部長	川 辺 博 之
賃金室長	野 村 徹 哉
賃金指導官	河 野 有 美

## 賃金指導官

定刻となりました。審議に入ります前に、事務局からご報告をいたします。

本日は、甲斐委員、松本委員はご欠席の連絡をいただいております。本日、13名の委員がご出席でございますので、本審議会が最低賃金審議会令第5条第2項に規定されている定足数の10名に達していることを、ご報告をいたします。

それでは、会長、議事の進行をお願いいたします。

### ○ 富田会長

ただ今から「第430回佐賀地方最低賃金審議会」を開催いたします。

それでは、議事次第の(1)「佐賀県一般機械器具製造業関係最低賃金の改正について」でございます。

8月26日に開催されました、第429回佐賀地方最低賃金審議会において、専門部会委員の全会一致で決議された場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって審議会の決議とするところですが、一般機械器具製造業関係最低賃金における本年度の改正審議につきましては、全会一致に至りませんでした。

したがって、本審議会において、改めて改正審議を行います。

それでは審議に入る前に、専門部会における審議概要と結果について、安永部会長代理より報告していただきます。

それではお願いいたします。

### ○ 安永委員

佐賀県一般機械器具製造業関係最低賃金専門部会の部会長代理をしております安永の方から、審議概要と結果報告についてご説明いたします。

10月7日から25日までの間、4回にわたり、委員の皆様には熱心に、かつ真摯に審議いただいたところではありますが、先ほど富田会長からご報告がありましたとおり、全会一致には至りませんでした。

労使双方の立場から、ご主張、ご意見がなされたところですが、双方のご意見をご説明させていただきます。

まず労働者側委員からの説明です、以下5点ございます。

まず1つ目ですが、一般機械器具製造業の業況は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から回復しつつある。

2点目、少子高齢化社会の中、県外への人材の流出も進んでいる。佐賀県の主要産業における優秀な人材を確保する観点から、一般機械器具製造業関係最低賃金を上げていく必要がある。

3点目、賃金階級別労働者分布を見ると、920円以上にボリュームゾーンがあり、実態との乖離を解消していく必要がある。

4点目、UAゼンセン佐賀県支部の加盟組合がある企業の高卒初任給を調べたところ、時間給換算にして984円となっている。この額がおおむね正規労働者の最低と考えられ、非正規労働者は最低賃金に近い額と考えると、正規労働者と非正規労働者の格差是正や同一労働同一賃金の観点から、984円と一般機械器具製造業関係最低賃金額870円との差、その差114円になりますがこれを埋めていく必要がある。

5点目、最低賃金を10円単位で相応に値上げしても、影響率の数値に大きな変化は生じず、企業側に与える影響は決して大きくない。

以上、5点が労働者側委員からの意見のご趣旨ということで、ご報告させていただきます。

一方、使用者側委員からのご意見は、以下4点です。

1点目は、一般機械器具製造業全般で見た場合、新型コロナウイルス感染拡大の少し前まで、生産活動は回復してきているが、拡大基調にあるとは言えない。また、半導体不足の影響や原材料価格高騰の負担が、不安要素となっている。

2点目は、賃金の支払い能力という観点で考えた時に、最低賃金を引き上げると支払えない企業が出てくる。使用者側の立場としては、そういった支払えない企業も考慮に入れた議論をしていく必要がある。

3点目は、賃金の原資は、企業活動によって生み出された付加価値であり、付加価値が上がらないと、賃上げをするための原資がない。従業員1人当たりの付加価値は伸び悩みの状況であり、賃金水準の引き上げを考慮するにあたっては、生産性向上に裏付けられた付加価値の増加を伴うものでなければと認識している。

4点目は、賃金引き上げに関する世間相場としての参考資料となる、春季賃上げ状況に照らしても、企業規模別で見た改正率の最大値が2%未満の水準にあり、最低賃金の大幅な値上げを断行する雰囲気が存在しない。

といったご趣旨のご主張、ご意見がなされました。

こうした、労使双方のご主張、ご意見を基に双方から何度か引上額が提示され、この引上額について一致させるべく審議を重ねたところではございましたが、結果として一致には至りませんでした。

そのため、公益委員としましては、労使双方のご主張、ご意見を踏まえつつ、佐賀県の他の特定最低賃金の改正状況や全国の一般機械器具製造業関係最低賃金の改正状況などを総合的に勘案しまして、昨年より26円の引上げ、時間額にしまして896円を提案し採決を行いまして結審しました。そして、専門

部会報告を取りまとめ、本日、報告書を提出したところでございます。専門部会報告書は、お手元にあるとおりでございます。

私からの審議の概要と結果報告は、以上となります。

○ 富田会長

ありがとうございました。

それでは、今説明いただいた審議経過、審議結果につきまして、労使の専門部会に出られた委員の方から、補足等がございましたらお願いいたします。

○ 使用者側委員

特にございません。

○ 労働者側委員

特にございません。

○ 富田会長

それでは、専門部会委員以外の委員の方で、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(質問なし)

富田会長

よろしいでしょうか。

それでは、審議にあたって専門部会で使用しました資料がございまして、全てではないですがほぼ重要な部分は提出されておりますので、これを皆様に説明をしていただいて先に進めたいと思いますので、事務局より説明をお願いいたします。

賃金室長

私の方からは、佐賀地方最低賃金審議会資料というのがございますが、これについて説明したいと思います。

まず、ページをめぐっていただきまして1ページです。令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)というのがありますけれども、今日が11月1日(月)になりまして、今日答申ということになれば、12月31日(金)に発効ということになります。

ページをめくっていただきまして、2ページ、3ページは一般機械器具製造業に係る改正申出の概要でございます。これは、8月26日の第429回佐賀地方最低賃金審議会の時にお配りした資料でございます。申出内容として、適用労働者数が4,180人、適用事業所数が161、申出労働者数が1,496人ということで、その割合が35.79%ということで概ね3分の1以上ということで、要件を満たしていますということになっております。

申出の理由としては、2として「一般機械器具製造業の労働者は、機械金属工業のあらゆる業種に適応する技術・技能を有しており、将来における佐賀県機械工業発展のために人材確保の面からも、最低賃金の改正は必要である。」ということが申出の理由となっております。

次に、2として申出労働者の内容ということで、労使協定が2組合、機関決定が11組合、個々の労働者が247人というような内訳になっております。

ページをめくっていただきまして、4ページに鉦工業生産指数の推移（一般機械工業）ということで、全国と佐賀県の状況を付けさせていただきます。

次に5ページですが、令和3年度佐賀県特定最低賃金対象産業の賃金階級別労働者分布（機械）ということで、現行最低賃金額が870円で未満率が2.5%となっております。

6ページをご覧くださいですが、6ページは今の5ページをグラフにしたものとなっております。

次に7ページは、1時間当たりの所定内賃金特性値ということで、一番右側に令和3年度がありますが、第1・二十分位数が900円、第1・十分位数が963円ということになっております。

8ページになりますけれども、令和3年度特定最低賃金額改定後の影響率等（機械）ということで、870円が現行最低賃金額になりますので、1円刻みで未満労働者数を示した表になっております。

最後に9ページになりますが、一般機械器具製造業関係最低賃金決定状況一覧ということで、平成23年度から令和2年度までの一般機械器具の決定状況を付けさせていただきます。

次に、A3の横の1枚ものをお配りしておりますが、令和3年度一般機械器具製造業関係最低賃金・全国との比較表ということで、これは10月25日の段階での表となっております。その後、決まったところがありまして、Bランクの茨城が28円とBランクの兵庫が20円、Cランクの群馬が25円とDランクの愛媛が27円ということで、答申がされております。

最後に参考資料として、最低賃金制度の動向等について（参考資料）ということで、九州地域の鉦工業動向（2021年8月速報）というものを専門部会で

もお配りしておりましたので、参考までに資料として付けさせていただきます。

事務局からは以上です。

富田会長

どうもありがとうございました。

以上説明いただきました資料等が、専門部会で基に議論をした素材となったものです。

これにつきまして、各委員の皆様からご質問等ございませんでしょうか。

A 3の全国との比較表で、数字の入っていない広島とか岡山は今の時点でもまだ決まっていないということですか。そうか、これは10月25日時点だったのか。しかし、先ほど口頭でも言われなかったから。

賃金室長

はい。そうですね。

富田会長

ほかに皆様ございませんか。

(質問なし)

富田会長

それでは、これから本審としての結論を導きたいと思います。専門部会報告に基づき、引上げ額26円とし、1時間896円とする改正審議を行います。

特に、改めて労使それぞれお時間を取ってご意見を伺うということ、そうすべきであるということであればそういったしますが、よろしいでしょうか、進めることにして。

各委員

はい。

富田会長

どうもありがとうございます。

それでは、これから採決を取るようになります。改めて、金額等をご提案申し上げますと、佐賀県最低賃金一般機械器具製造業関係最低賃金につきましては、専門部会の報告のどおり、引上げ額を26円とし、1時間あたり896円と

する。それから、発効日につきましては、法定どおりの12月31日とすることについて、皆様の賛否を問うことにいたしたいと思えます。

それでは、今申し上げました金額と発効日につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。7名。

それでは、反対の方は挙手をお願いします。5名。

賛成の方7名、反対の方5名でした。

したがって、佐賀県一般機械器具製造業関係最低賃金につきましては、出席者の過半数に達しておりますので、提案どおり引上げ額を26円、時間額896円、発効日は12月31日ということで決めさせていただきます。

それでは、「佐賀県一般機械器具製造業関係最低賃金の改正決定について」答申に入りますが、事務局より「答申文」の案を配付をお願いします。

(答申文(案)配付)

それでは、事務局より答申文(案)の朗読をお願いいたします。

賃金室長

それでは読み上げます。

令和3年11月1日

佐賀労働局長

加藤 博之 殿

佐賀地方最低賃金審議会

会 長 富田 義典

佐賀県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和3年8月26日付け佐労発基0826第5号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

別紙

佐賀県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業最低賃金

1 適用する地域  
佐賀県の区域

2 適用する使用者  
前号の地域内でポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。以下同じ。）、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業（建設用ショベルトラック製造業を除く。以下同じ。）、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業又はその他の生産用機械・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。  
(1) 18歳未満又は65歳以上の者  
(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの  
(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 896円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日  
法定どおり

以上です。

富田会長  
ありがとうございました。  
この答申文（案）でよろしいでしょうか。

各委員  
はい。

富田会長  
ありがとうございます。  
ご異議がないようですので、これで佐賀労働局長へ答申いたします。  
皆さん、お手元の答申文の案を消していただいて答申文といたします。

（答申手交）

それでは、局長から一言御挨拶をいただきたいと思います。

労働局長  
ただ今、佐賀県一般機械器具製造業関係最低賃金の改正について、答申をいただきました。

特定最低賃金につきましては、調査審議において労使のイニシアティブを発揮していただき、目指すところは全会一致ではございますけれども、昨年以降発生しております新型コロナウイルスの感染拡大の影響という中で、昨年においては、中央最低賃金審議会の目安が示されない状況がありました。

今年につきましても、まだ新型コロナウイルスの感染拡大の影響というのが残っている中で、特定最低賃金の審議が労使の合意点を見出すことが難しくなっていると感じております。そういう中で、先ほど専門部会の部会長代理からご報告がありましたとおり、審議は非常に難しかったかと思っておりますが、委員の皆様には例年にも増して審議を尽くしていただいたと思っております。

本日、一般機械器具製造業関係最低賃金につきましては、採決にはなりましたが、結論をまとめていただきましたことに改めて御礼を申し上げます。本

日、答申をいただきましたので、発効に向けての手続きを着実に進めますとともに、発効後の周知及び履行確保に努めてまいります。

また、引き続き業務改善助成金などの各種支援策の活用によって、中小企業・小規模事業所に対する支援を行うこととしております。参考ではございますが、地域別最低賃金につきましては、8月から9月にかけて経済団体の方、労使団体の方、社会保険労務士会等のご協力を得まして、この助成金の活用を促したところ、約1か月間で令和2年度に受け付けた1年間の件数を上回るところで、推移をさせていただいたところでございます。

特定最低賃金につきましても、同様に支援に取り組みたいと思っております。

委員の皆様方におかれましても、それぞれのお立場で最低賃金額や各種支援策の周知など、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

富田会長

次に、議事次第(3)その他ですが、事務局、何かありますでしょうか。

賃金室長

本日の答申に対して、異議のある者の申し出を受けるために、本日付けで11月16日まで本庁舎掲示板に公示をいたします。

また、電気機械器具製造業関係最低賃金及び陶磁器・同関連製品製造業最低賃金についてですが、専門部会において全会一致で決議されましたので、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、本審を開かずに結審しております。

なお、これらの部会における改正審議の詳細につきましては、来年3月に開催する本審議会において報告とさせていただきたいと思っております。

また、ここで1つご報告ですが、今回、3つの特定最低賃金のそれぞれ1回目の専門部会において、最低賃金の基礎調査に係る総括表とその結果から作成しました賃金階級別労働者分布などの資料をお配りしましたが、配付後に、総括表に特定最低賃金から適用除外される18歳未満又は65歳以上のデータが一部算入していることが判明し、一般機械器具と電気機械器具については、第2回目の専門部会において、訂正した資料をお配りしてお詫び説明をさせていただきました。

ただ、陶磁器については、10月8日の第1回目の専門部会で結審していた関係で、会長、専門部会長などと相談のうえ、各委員と連絡を取って事情をお伝えしたうえで、部会長名の文書で郵送により資料の差し替え、および資料差し替えによる再審議の必要性の有無についてご意見を賜りましたところ、再審

議の必要性があるとのことご意見はなかったことから、10月8日の答申どおりに結審したところでございます。

今後は、今回の出来事を教訓として、今回の事例をチェックポイントに加え、複数チェック等を徹底する等により同様の事態が発生しないように、再発防止に努めてまいりたいと思っております。

ご迷惑をお掛けいたしました。

事務局からは以上です。

富田会長

それでは、他に皆様からご意見等ございましたら、どうぞお出してください。

(意見なし)

富田会長

よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議会はこれで終わりいたします。

なお、本日の議事録の署名につきましては、労働者側吉岡委員、使用者側松永委員をお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

閉会

会 長

---

労働者代表委員

---

使用者代表委員

---